

船舶事故調査報告書

令和4年7月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年12月4日 09時46分ごろ
発生場所	広島県福山市田島南方沖 横田港一文字防波堤西灯台から真方位147° 1.1海里付近 (概位 北緯34° 20.1′ 東経133° 18.1′)
事故の概要	プレジャーボート清平丸は、航行中、のり養殖施設に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年1月11日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 清平丸、2.7トン HS3-45473（漁船登録番号）、個人所有 第291-39394号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 プロペラ翼及びプロペラシャフトに曲損 のり養殖施設 のり網の固定ロープ等に破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人3人を乗せ、釣り場を移動する目的で、福山市横島南方沖から田島東方沖に向けて東進を開始した。</p> <p>船長は、田島南方沖に定置網があるので、田島南岸から距離を離そうと思い、横島南東岸の地蔵鼻沖で右転して南東進した。</p> <p>船長は、南東進中、船首方に旗が見えたので、右転したところ、複数のブイを前方に視認し、減速したものの、本船が、田島南方沖ののり養殖施設（以下「本件施設」という。）に乗り揚げた。</p> <p>船長は、本事故発生を海上保安庁へ通報した。</p> <p>本船は、本件施設を管理している漁業協同組合所属の船舶により、本件施設からの離脱作業が行われ、推進器に絡まったロープを取り外し、自力で航行して帰港した。</p> <p>船長は、冬期に本事故発生場所付近を航行するのは初めてで、9月から3月まで設置される本件施設の存在を知らなかった。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約1.0mであった。</p>
分析	本船は、航行中、船長が、定置網が設置された田島南岸から距離を離そうと思い右転し、本件施設の存在を知らないまま、本件施設に向かって航行したことから、本件施設に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が航行中、船長が、定置網が設置された田島南岸か

	<p>ら距離を離そうと思ひ右転し、本件施設の存在を知らないまま、本件施設に向かって航行したため、本件施設に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、出港前に、航行予定海域の水路調査を十分に行い、漁具定置箇所一覧図及び海上保安庁のウェブサイト（海洋状況表示システム（海しる））等により、養殖施設等の設置場所を確認しておくこと。